

平成23年第2回定例会

健康福祉病院常任委員会

県立病院改革関係説明資料

【所管事項説明資料】

- | | 頁数 |
|------------------------------------|----|
| 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）について | 1 |
| 2 総合医療センターの地方独立行政法人化に伴う財務上の整理について | 18 |

平成23年6月21日

健康福祉部・病院事業庁

【所管事項説明】

1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）について

地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、知事は中期目標期間において地方独立行政法人（以下「法人」とする。）が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人に示す必要があります。

法人は、この中期目標に基づき、当該目標を達成するための計画（中期計画）を作成します。

なお、中期目標や中期計画については、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て決定することとなります。

1 中期目標に定める事項

中期目標には、地方独立行政法人法第25条第2項の規定に基づき、次の事項を定める必要があります。（資料1）

- （1）中期目標の期間（3年以上5年以下の期間）
- （2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- （3）業務運営の改善及び効率化に関する事項
- （4）財務内容の改善に関する事項
- （5）その他業務運営に関する重要事項

2 評価委員会での検討状況

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの中期目標については、評価委員会を2回開催し、パブリックコメント結果、近隣二次救急医療機関の意見を参考に検討を行っています。（資料2、資料3、資料4）

平成23年3月17日（木） 第1回評価委員会開催

平成23年6月16日（木） 第2回評価委員会開催

3 パブリックコメントの実施

中期目標（素案）について、広く県民に意見を求めるため、平成23年3月28日から4月27日までの間、パブリックコメントを実施したところ、合計5件の意見をいただきました。

4 今後の予定

平成23年 7月～8月	評価委員会において引き続き中期目標の検討
9月	中期目標を議案として提出
10月～12月	評価委員会において中期計画の検討
12月	県議会に中期計画（中間案）を報告
平成24年 4月	中期計画を議案として提出

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標」(素案)の概要

前 文

法人に求める事項

- 柔軟かつ効率的な病院運営を行うことによって、多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民や他の医療機関からも一層信頼される病院になること。
- 大規模災害の発生等非常時においては、県全体の医療提供体制を確保するため、県からの要請に応じて的確に対応するなど、セーフティネットの役割を確実に果たすこと。
- 人材育成の機能をさらに充実させ、医師等の不足や偏在という課題の解消に貢献すること。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

- 医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。

(1) 診療機能の充実

- がん、脳卒中、急性心筋梗塞など高度医療を提供し、県民から多くの分野で高い評価を受ける病院をめざすこと。
- 救命救急センターとして、365日24時間体制で重篤な患者を受け入れること。
- 地域周産期母子医療センターの機能の充実を図ること。
- 感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院として、感染症への対応を率先して行うこと。

(2) 信頼される医療の提供

- インフォームドコンセントの徹底など患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。

(3) 医療安全対策の徹底

- 医療安全対策を徹底し、医療事故を未然に防止すること。

(4) 患者・県民サービスの向上

- 病院が提供するサービスについて患者の利便性の向上を図ること。

【所管事項説明】

2 非常時における医療救護等

大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、的確に県民に対するセーフティネットの役割を果たすこと。

- 基幹災害医療センターとしての機能を充実するとともに、東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、職員を派遣するなど医療救護活動に取り組むこと。
- 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合には、迅速に対応すること。

3 医療に関する地域への貢献

地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し支援すること。

- 病病連携・病診連携を推進し、地域の医療機関との連携を強化すること。
- 医師不足の深刻な公立病院に医師を派遣するなど地域の医療提供体制の確保に貢献すること。

4 医療に関する教育及び研修

積極的に臨床研修医等を受け入れるなど、関係機関と連携して医療従事者の教育及び研修の充実を図ること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう医療従事者の育成を行うこと。

5 医療に関する調査及び研究

提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 適切な運営体制の構築
- 2 効果的・効率的な業務運営の実現
- 3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成
- 4 就労環境の向上

- 5 人材育成を支えるしくみの整備
- 6 事務部門の専門性の向上と効率化
- 7 収入の確保と費用の節減
- 8 積極的な情報発信

第4 財務内容の改善に関する事項

中期目標の期間に経常収支比率100%以上を達成し、維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 保健医療行政への協力

- 2 法令・社会規範の遵守

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）

前文

県立総合医療センターは、北勢保健医療圏の中核的な病院として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などに関する高度医療を提供するとともに、地域医療を支援する病院として県民に対する医療の確保に貢献してきた。

また、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院（基幹災害医療センター）、第二種感染症指定医療機関などの機能を有し、診療圏域を越えて本県の政策医療を提供する重要な役割を担ってきた。

しかしながら、近年、医療を取り巻く環境は、国の医療制度改革などによって医師や看護師の確保が困難になるなど非常に厳しくなるとともに、医療技術の進歩や疾病構造の変化に伴い医療ニーズが高度化・多様化するなど、急速に変化している。

このような中、総合医療センターは、DPCや7対1看護基準を導入するなど様々な経営改善に努めてきたが、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たしていくためには、経営の責任と権限を明確にし、より自立性や機動性に優れた運営体制を構築する必要がある。このため、「地方独立行政法人」に移行することとした。

この中期目標は、県が地方独立行政法人に対して、柔軟かつ効率的な病院運営を行うことによって、多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民や他の医療機関からも一層信頼される病院になることを求めるものである。

特に、大規模災害の発生等非常時においては、県全体の医療提供体制を確保するため、県からの要請に応じて的確に対応するなど、セーフティネットの役割を確実に果たすことや、人材育成の機能をさらに充実させ、医師等の不足や偏在という課題の解消に貢献することを強く求める。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。

(1) 診療機能の充実

①高度医療の提供

がん、脳卒中、急性心筋梗塞に対する高度医療など多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民から高い評価を受けられる病院をめざすこと。

特に、がん診療については、地域がん診療連携拠点病院として三重大学医学部附属病院と連携し、県全体の医療水準の向上に貢献すること。

【所管事項説明】

②救急医療

救命救急センターとして、365日24時間体制で重篤な患者に対応すること。

また、ヘリポートを活用するなど積極的に広域的な対応を行うこと。

③小児・周産期医療

小児・周産期医療の提供を確保するため、他の医療機関と連携及び機能分担を行いながら、地域周産期母子医療センターとしての機能を充実すること。

④感染症医療

感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院としての役割を果たすとともに、新型インフルエンザ等の新たな感染症に率先して対応すること。

(2) 信頼される医療の提供

診療にあたっては、患者との信頼関係の構築に努め、ニーズを踏まえた最適な医療を提供すること。

また、クリニカルパスの導入を推進するとともに、インフォームドコンセントの徹底やセカンドオピニオンの整備など体制の充実を図り、患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。

(3) 医療安全対策の徹底

医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる環境を提供するため、医療安全対策を徹底すること。

(4) 患者・県民サービスの向上

診察、検査、会計等にかかる待ち時間の改善、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備、相談体制の充実など、病院が提供するサービスについて患者の利便性の向上を図ること。

また、患者や家族、県民から信頼を得られるよう、職員の意識を高め接遇の向上に取り組むこと。

2 非常時における医療救護等

大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすこと。

(1) 大規模災害発生時の対応

東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、医療救護活動の拠点としての機能を担うとともに、災害時医療支援チーム（DMAT）の派遣など医療救護活動に取り組むこと。

また、基幹災害医療センターとして、DMATなどの要員の育成や災害医療訓練を行うなど大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。

【所管事項説明】

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応

新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応えて患者を受け入れるなど、迅速に対応すること。

3 医療に関する地域への貢献

地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し支援することにより、地域の医療機関からも信頼される病院となること。

(1) 地域の医療機関との連携強化

地域連携クリニカルパスの活用など病病連携・病診連携を推進し、県民に適切な医療を提供できる体制を構築すること。

(2) 医師不足等の解消への貢献

へき地医療拠点病院として、へき地の医療に対する支援体制を充実するとともに、医師不足の深刻な公立病院に対して医師を派遣するなど、地域の医療提供体制の確保に貢献すること。

4 医療に関する教育及び研修

医療従事者にとって魅力ある病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図ること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう医療従事者の育成を行うこと。

(1) 医師の確保・育成

三重大学と連携して指導医を確保するとともに、積極的に臨床研修医等を受け入れ、優れた医師の育成を行うこと。

(2) 看護師の確保・育成

看護師の確保・定着を図り、質の高い看護が継続的に提供できるよう研修の充実を図ること。

(3) コメディカル（医療技術職）の専門性の向上

薬剤師、放射線技師、検査技師等の医療技術職について、専門性の向上を図るため、研修の充実を図ること。

(4) 資格の取得への支援

専門医、認定看護師など職員の資格取得に向けた支援を行うこと。

(5) 医療従事者の育成への貢献

医学生、看護学生の実習を積極的に受け入れるなど、県内の医療従事者の育成に貢献すること。

【所管事項説明】

5 医療に関する調査及び研究

提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図るため、業務運営の改善及び効率化を推進すること。

1 適切な運営体制の構築

医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、運営体制を構築すること。

2 効果的・効率的な業務運営の実現

医療環境の変化に応じて職員の配置や予算執行を弾力的に行うなど、効果的・効率的な業務運営を行うこと。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

すべての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。

4 就労環境の向上

職員が働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。

5 人材の確保・育成を支えるしくみの整備

人材の確保・育成を支えるしくみを整備し、組織力の向上に向けて、職員一人ひとりが、その意欲と能力を最大限発揮できる環境づくりを行うこと。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院経営や医療事務に精通した職員を確保、育成することにより、事務部門の専門性の向上を図ること。また、業務の継続的な見直しを行い、事務部門の効率化を図ること。

7 収入の確保と費用の節減

病床利用率の向上、診療報酬制度への適切な対応、診療報酬の請求漏れ防止や未収金対策の徹底などにより収入の確保を図ること。また、薬品や診療材料の在庫管理の徹底や、多様な契約手法の検討などにより費用の節減に取り組むこと。

8 積極的な情報発信

県民の医療に関する意識の向上を図るとともに、運営の透明性を一層確保するため、法人の取組や運営状況などを積極的に情報発信すること。

【所管事項説明】

第4 財務内容の改善に関する事項

医療環境の変化に対応して、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できる経営基盤を確立すること。

そのため、業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標の期間に経常収支比率100%以上を達成し、維持すること。

なお、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県が負担する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

県などが進める保健医療行政の取組に対し積極的に協力すること。

2 法令・社会規範の遵守

県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう法令や社会規範を遵守すること。

地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会の開催結果

(第1回評価委員会)

- 1 開催日時 平成23年3月17日(木) 10時30分～12時
- 2 開催場所 三重県立総合医療センター 7階 講堂
- 3 出席者 (委員) 委員5名
(県側) 健康福祉部長、健康福祉部理事、病院事業庁総括室長他
- 4 議事概要
 - (1) 内容
 - ・委員長に澤委員を選出しました。
 - ・地方独立行政法人化の経過、評価委員会の業務、総合医療センターの 概要、中期目標（素案）について説明し、審議が行われました。
 - (2) 中期目標（素案）に対する委員の主な意見
 - ・看護師や医師が不足している診療科があるという課題を、まず解消するための目標に重点を定めるべきではないか。高度医療の提供について、「多くの分野で県内最高水準の医療を提供する」目標を掲げているが、そもそも実現の可能性があるのか。また、三重大学の他に医師を確保できるルートはあるのか。
 - ・高度医療の提供については、これまでの総合病院的な枠組みの中で一定の水準まで引き上げることを目指すものなのか。何かに特化したもの想定して県内最高水準を目指すというものなのか。
 - ・中期目標（素案）は、現在の病院運営を基本に書かれていると思うが、法人化後もこのままで良いのか検討は必要である。医師等医療人材の不足を考えると、地域の病院、診療所との連携が不可欠であり、北勢保健医療圏全体で役割分担あるいは連携しないと、医療提供体制を確保することは困難である。こうした観点から中期目標（素案）には、病病・病診連携の記載があり評価できる。
 - ・地域全体を見て役割を果たすという考え方は重要であり、地域で医療資源を有効活用して良い医療を提供するためには、各病院がそれぞれ特色を持って医療を分担し合うことが必要となる。当然そういったことをするために、安定した財政基盤が必要になる。
 - ・中期目標（素案）の記載内容について、センターの現場職員は知っているのか、現場の意見は反映されたものなのかな。現場を無視した案とならないように配慮してほしい。
 - ・北勢医療圏における二次輪番病院等から、総合医療センターに何を求めるのか意見を聞いてもらいたい。

(第2回評価委員会)

- 1 開催日時 平成23年6月16日（木）15時～17時
- 2 開催場所 三重県水産会館 4階 研修室
- 3 出席者 (委員) 委員5名
(県側) 健康福祉部長、健康福祉部理事、病院事業庁総括特命監
総合医療センター院長 他

4 議事概要

(1) 内容

- ・3月から4月にかけて実施した中期目標（素案）に対するパブリックコメントについて、その概要について事務局から説明を行いました。
- ・近隣の二次医療機関の院長等に対して、中期目標（素案）や総合医療センターに対する意見を聴取し、その概要について事務局から説明を行いました。
- ・中期目標（素案）について説明し、審議が行われました。

(2) 中期目標（素案）に対する委員の主な意見

- ・素案の内容を達成していくには多数の人材が必要だが、人を集めることは限界があるため、人材の質、スペシャリティが求められる。
- ・素案では、患者が集まる（患者に信頼される）病院、そして職員が集まる（働く者に魅力のある）病院といいわゆるマグネットホスピタルを目指すことや、高度医療を提供することを求めてはいるが、全職員に浸透させ、帰属意識を醸成させる工夫と仕組が必要である。計画にはそういう内容を盛り込んでほしい。
- ・総合医療センターで育成した医師等を院内にどのように定着させていくのか中期目標又は中期計画などに盛り込むべきである。
- ・職員が理解し、納得できる組織を作つてほしい。
- ・素案では、業務運営の改善及び効率化において適切な運営体制の構築を求めてはいるが、抽象的であり分かりづらい。独創性のメリットを考えると、強いリーダーシップの發揮と簡素化された組織が必要である。
- ・素案では、人的な要素が多数盛り込まれているが、総合医療センターは特別な医療や先進的な医療を提供することを期待されていることから、そういう医療を提供できる施設などのハード面の整備についても、中期目標の中に盛り込む必要がある。
- ・素案に書かれている内容では高度医療や救急医療などに特化していくのか、それとも総合的な医療体制を目指していくのか、その目指す方向が読み取りにくい。
- ・総合医療センターは、県のリーディングホスピタルを目指さないといけない。そういうためには、ハード面も充実する必要があり、若い研修医を集め、育成していくためには、施設の充実も不可欠である。
- ・中期目標の期間を5年とすることは妥当である。
- ・国際交流・貢献などの外国との連携に係る項目を中期目標又は中期計画などに盛り込んではどうか。

5 今後の予定

第3回評価委員会は、7月下旬に開催を予定しています。

**「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）」
に関するパブリックコメントの概要**

中期目標（素案）について、広く県民に意見を求めるため、3月末から約1ヶ月間、パブリックコメントを実施したところ、合計で5件の意見をいただきました。意見の主な内容とそれに対する県の考え方については、以下のとおりです。

1. 意見募集期間

平成23年3月28日（月）～ 平成23年4月27日（水）

2. 意見内容（詳細は別添資料）

(1) 意見総数 5件（2名）

(2) 意見内容とそれに対する県の考え方

パブリックコメントに対する現時点での県の考え方を示していますが、今後、評価委員会の意見を踏まえ、必要に応じて中期目標の素案の修正を行い、最終案として取りまとめていきます。

■ 「前文、第2－1 医療の提供、第4財務内容の改善に関する事項」について

〈意見1〉

中期目標では、できる限り具体的な改善目標（数値目標）を設定し、県民に分かりやすく明示すべきである。

〈意見1に対する県の考え方〉

具体的の目標は法人自ら定めることが望ましいと考えており、ご意見にあるような具体的な数値目標については、中期目標ではなく、今後、法人自らが定める中期計画や年度計画等で具体化していきたいと考えています。

■ 「第1中期目標の期間」について

〈意見2〉

中期目標の期間経過（5年）後、成果が達成できなかった場合、設立団体である県はどうするのか。

〈意見2に対する県の考え方〉

法人は、各事業年度における業務の実績について、外部有識者からなる評価委員会に報告を行い、評価を受けます。

評価委員会は、必要に応じて業務運営の改善勧告その他の勧告を行い、評価の結果を公表することで、病院運営の透明性を確保しています。そのことにより、法人は、毎年度評価を受けながら中期目標、中期計画等が達成できるように努めていくこととなります。

一方、県は毎年度評価委員会から評価等の報告を受け、その結果を勘案しながら、次期の中期目標に改善事項等を反映させ、5年後経過以降も県立病院として法人が運営し、安定的・継続的な医療を提供できるよう必要な措置を講じてまいります。

【所管事項説明】

■ 「第2－3 医療に関する地域への貢献」について

〈意見3〉

地域医療が抱える大きな課題である「勤務医不足」の解消のためには、県立病院自身が「勤務医」を育てる環境をつくることにつきる。

これからの人材基盤の強化のため、若い医師に地域に定着させる魅力のある研修プログラムと、地域医療へ貢献できることの魅力を伝えられる優れた指導を行うとともに、三重大学との連携は維持しながら独自の勤務医確保のルートを開拓していくことを期待する。

〈意見3に対する県の考え方〉

総合医療センターの独法化にあたっては、高度・特殊医療や政策医療に関する様々な取組や魅力ある研修プログラムの構築などを通して、優れた医療人材の確保や育成を行い、今以上に多くの臨床研修医や指導医等が集まる病院にしたいと考えています。

そのためには、三重大学との連携は欠かせないものであると考えています。

■ 「第3－3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成」について

〈意見4〉

今後とも業務改善の流れを全役職員が一体となって確実に継続していくような人事制度の仕組が、職員の働き甲斐やインセンティブ醸成のためにも必要不可欠である。

そのことにより、全役職員の経営参加意識を喚起し、一体となって業務改善を推し進め、県民にとって魅力ある病院づくりと、県の基幹病院として地域医療に貢献する病院を目指して欲しい。

〈意見4に対する県の考え方〉

総合医療センターにおいては、独法化により、病院長の権限と責任の明確化、財務体質の安定化を図り、病院の自主性、自律性、病院運営の迅速性、柔軟性を高めていきたいと考えています。そういう中で、職員が使命感や達成感を持てる環境を法人自らが整え、職員のモチベーションと経営参画意識の向上を図ることにより、医療サービスの向上につなげていきたいと考えています。

■ 「第3－6 事務部門の専門性の向上と効率化」について

〈意見5〉

病院経営や医療事務に精通した「事務職員の育成」と、他の医療機関との密接な連携を推進し、医業経営戦略を立案・遂行する「事務局機能の強化」を図るべきである。

〈意見5に対する県の考え方〉

事務職員については、独法化後は法人自らプロパー職員を採用し、育成することで、高い専門性を持つ職員の確保を図ることができるものと考えています。

そのことにより、事務部門が強化（事務局機能が強化）され、理事長をサポートし、経営戦略の立案・遂行が確実に行える体制が構築できると考えています。

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）」
に関する近隣の二次救急医療機関の意見の概要

中期目標（素案）について、前回の評価委員会における委員の意見を踏まえ、近隣の二次救急医療機関の院長等から意見を聴き取ったところ、主な意見の内容とそれに対する県の考え方については、以下のとおりです。

■ 「全体」

〈意見〉

- ① 院長が理事長として権限と責任をもって病院を運営していくことで、大いに期待できる。北勢地域の中心的な存在として引き続き頑張ってほしい。
- ② 中期目標については、必要なことが網羅されていると思うが、目標の達成については医師の確保が前提であると考える。
- ③ 総合医療センターには、単に二次保健医療圏域だけでなく、県内全域での高度医療、救急医療、感染症医療、災害時医療に対応できる機能を担ってほしい。
- ④ 県立としては、特別な医療、先進的な医療を行う使命があると思う。

〈意見に対する県の考え方〉

設立団体（県）として総合医療センターに特に求める機能としては、

「多くの分野での県内最高水準の医療の提供」、

「セーフティネットを支える医療の提供」、

「医療人材の確保・育成と医師不足の緩和への貢献」

の3点であり、病院長の責任と権限のもと、制度（独法化）のメリットを最大限に生かしながら、これらが実現されるよう「中期目標（素案）」の各項目に反映させているところです。

総合医療センターは県の政策医療を担う必要不可欠な病院であり、今後も北勢保健医療圏の中核病院として高度医療を提供するとともに、県全体の医療水準の向上に貢献できる病院にしたいと考えています。

■ 「第1 中期目標の期間」について

〈意見〉

- ・ 医療環境の変化が激しい現状を考えると、中期目標の期間について5年は長い。期間は3年ぐらいが妥当であると考える。

〈意見に対する県の考え方〉

地方独立行政法人法で、中期目標期間は3年から5年と規定されていますが、独法化のメリットを最大限発揮し、ある程度中長期的な視点に立ち目標達成に向けた柔軟な取組が行えることを考慮して5年としました。

【所管事項説明】

■ 「第2－1 医療の提供（1）医療の提供 ①高度医療の提供」について

〈意見〉

- ・ 総合医療センターには今後も4疾病5事業の医療を提供してほしい。

〈意見に対する県の考え方〉

独法化によって、現在総合医療センターが担っている役割自体を大きく変更するものではありません。独法化のメリットを最大限発揮し、これまで以上に高度医療の提供など多くの分野で医療水準の向上に貢献し、県民から高い評価を受ける病院にしたいと考えています。

■ 「第2－1 医療の提供（1）医療の提供 ②救急医療」について

〈意見〉

- ① 救命救急センターの満床により応需不能になることがあるため、そういう状況を改善、解消してほしい。
- ② ヘリポートを有する総合医療センターには、県の中南勢部を含む県内全域を対象とした、より広域的な対応を期待する。

〈意見に対する県の考え方〉

入院患者の受入状況などにより総合医療センターが地域全ての救急医療のニーズに応えることは難しいと考えますが、他の医療機関と連携しながら、今後（独法化後）も、引き続き救急医療体制の充実を図り、365日24時間体制で可能な限り県民のニーズに応えていくように求めています。

■ 「第2－1 医療の提供（1）医療の提供 ③小児・周産期医療」について

〈意見〉

- ・ 総合医療センターには、基幹病院としてよりリスクの高い妊娠婦の医療や高度な新生児医療を期待しており、引き続き地域周産期医療を担う役割と連携を期待する。NICUの増床などの設備の充実にも期待している。

〈意見に対する県の考え方〉

総合医療センターは、NICUの増床を行うなど機能の充実を図り、独法化後も、他の医療機関と連携しながら北勢地域の小児・周産期医療を担うよう、県としても必要な支援をしてまいります。

■ 「第2－1 医療の提供（1）医療の提供 ④感染症医療」について

〈意見〉

- ① 新型インフルエンザ等の県全体を視野に入れたより広域的な対応について、総合医療センターが中心的な役割を担いつつ、他医療機関と連携することが必要である。
- ② SARS、エイズ患者治療（外科手術を含めて）など、特定の感染症医療は、今後も総合医療センターが担うべきものであると考える。

〈意見に対する県の考え方〉

総合医療センターは、感染症医療において、県内で最初に発生したSARS感染の疑いのある患者を受け入れるなど、民間病院では難しい感染症患者に積極的に対応しており、独法化後も、広域的な対応が求められる役割を、総合医療センターが確実に担うように求めてまいります。

【所管事項説明】

■ 「第2－1 医療の提供（1）非常時における医療救護等」について

〈意見〉

- ・ 大規模災害時には、総合医療センターに基幹災害医療センターとして県全体を視野に入れたより広域的な医療活動を担うなどの核となる役割を期待する。

〈意見に対する県の考え方〉

総合医療センターは、県内唯一の基幹災害医療センターであり、ヘリポートも備えていることから、県全域での災害時には中心的な役割を担うべく活動し、患者受入を行う拠点として大きな役割を果たさなければならないと考えています。

また、被災した地域の市町から知事に対してDMA Tなど職員の派遣要請が行われた場合、迅速に対応するため、独法化により、通常の病院運営では独立性を確保しながらも、非常時においては、知事の指揮命令の下、最大限の活動ができるような体制を確保し迅速に対応する仕組を担保しています。

■ 「第2－3 医療に関する地域への貢献（1）地域の医療機関との連携強化」について

■ 「第2－3 医療に関する地域への貢献（2）医師不足等の解消への貢献」について

■ 「第2－4 医療に関する教育及び研修」について

〈意見〉

- ・ 病病連携及び病診連携は必要であり、総合医療センターとの連携をより一層図っていけることを期待する。
- ・ 総合医療センターには北勢二次医療圏の中核病院として他の病院を支えてほしい。また、県全体への医師派遣についても大いに期待している。
- ・ 研修会や意見交換会などで情報を交換、共有することにより、互いの意識やスキルが向上できるような場づくりがなされることを期待する。

〈意見に対する県の考え方〉

地域の医療機関との病病連携及び病診連携については、独法化後も総合医療センターが有する医療資源を積極的に活用し、北勢地域全体の医療の質の向上に貢献できる病院にしていきたいと考えています。

医師不足等の解消への貢献については、まずは総合医療センターが研修医や指導医など医師の集まる病院となる必要があります。

そのためには、独法化にあたって、さらに医療の高度化、専門化を図るとともに、魅力ある研修プログラムの構築や医師の働く環境の整備などにより、優れた医師の育成に積極的に取り組む必要があると考えています。

そのうえで、総合医療センターで育成された優れた医師を三重大学と連携しながら派遣することにより、本県の医師不足等の解消に貢献できる病院にしたいと考えています。

【所管事項説明】

■ 「第3－3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成」について

〈意見〉

- ・ 業務改善に継続して取り組むためには職員の帰属意識、当事者意識が非常に重要である。
- ・ 職員の意識を変えることが必要であり、そのためには人事評価制度を導入すべきである。

〈意見に対する県の考え方〉

改善目標を職員自らが設定するとともに、評価委員会の設置によって外部から適正な評価が行われ、結果が公表されることや、中期計画を策定するプロセスにおける院内議論の高まりによって、病院の目標が明確になり、職員の意識改革を図ることが期待できると考えています。

総合医療センターにおいては、独法化により、病院長の権限と責任の明確化、財務体質の安定化を図り、病院の自主性、自律性、病院運営の迅速性、柔軟性を高めていきたいと考えています。そういった中で、職員が使命感や達成感を持てる環境を法人自らが整え、職員のモチベーションと経営参画意識の向上を図ることにより、医療サービスの向上につなげていきたいと考えています。

■ 「第3－6 事務部門の専門性の向上と効率化」について

〈意見〉

- ・ 事務職員が県の異動ローテーションで短い周期で変わることはよくない。独法化により、事務職員がプロパー化することについては、病院運営の面からも良いことである。

〈意見に対する県の考え方〉

事務職員については、独法化後は法人自らプロパー職員を採用し、育成することで、高い専門性を持つ職員の確保を図ができるものと考えています。

そのことにより、事務部門が強化（事務局機能が強化）され、理事長をサポートし、経営戦略の立案・遂行が確実に行える体制が構築できると考えています。

■ 「第4 財務内容の改善に関する事項」について

〈意見〉

- ・ 医療を維持するには財政基盤がきちっとしていないといけないと考える。

〈意見に対する県の考え方〉

地方独立行政法人は、法人として求められる業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を持つことが地方独立行政法人法で定められており、総合医療センターについても独法化にあたって、必要な財産的基礎を持つことになります。

そのうえで、独法化により病院の自主性・自律性の向上、迅速性・柔軟性を確保しながら病院運営を行うことで、さらに医療サービスを向上させ、安定した収益が確保できる（財務体質の安定化が図られる）ものと考えています。

【所管事項説明】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会 委員

(五十音順)

氏名(ふりがな)		備考	
小林 篤	(こばやし あつし)	委員	県医師会常任理事 四日市医師会会长
澤 宏紀	(さわ ひろき)	委員長	元国立健康・栄養研究所所長 元鈴鹿医療科学大学学長
谷ノ上 千賀子	(たにのうえ ちかこ)	委員	医療審議会委員 株式会社五経済研究所地域調査部研究員
藤田 せつ子	(ふじた せつこ)	委員	県看護協会常任理事
森 智	(もり さとし)	委員	公認会計士

任期:平成23年3月17日～平成25年3月16日

【所管事項説明】

2 総合医療センターの地方独立行政法人化に伴う財務上の整理について

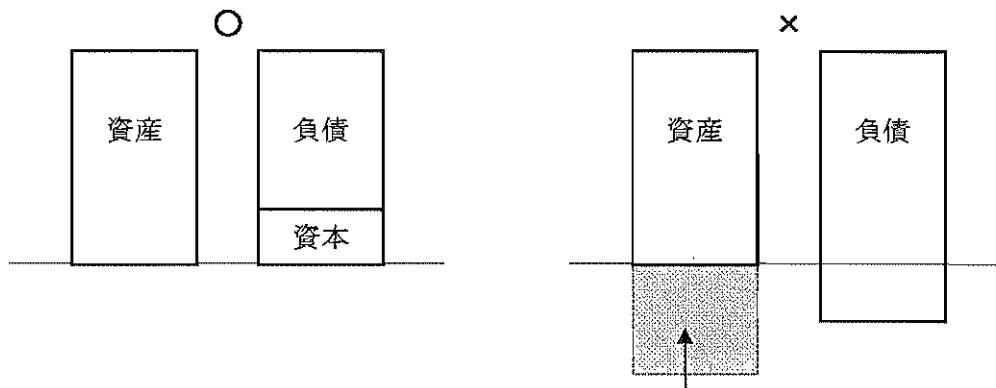
総合医療センターの地方独立行政法人化にあたっては、4病院一括での運営を前提としている現在の病院事業から、総合医療センターを分割して法人に承継することになります。

このため、こうした分割に伴い生じる財務面での課題（法人の財産的基礎の確保など）について検討を行ってきた結果、次のとおり対応したいと考えています。

1 地方独立行政法人の「財産的基礎の確保」

地方独立行政法人となる総合医療センターについては、地方独立行政法人法により「業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない」とこととされています。

また、法人を設立するにあたっては、一定期間、安定して法人運営を行っていくために必要な最小限の資本（300百万円程度として試算）を確保する必要があります。



法人設立のためには、資金を投入し「資産>負債」としたうえで必要最小限の資本を確保する必要があります。

(1) 法人の開始貸借対照表の作成（試算）

地方独立行政法人化に伴い、財務上の取扱いについては「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人会計基準」の適用を受けることになります。

そこで、法人設立時の財産的基礎を確認するため、これらに基づき、資産の時価による再評価を行うなどの見直しを行い、開始貸借対照表を作成（試算）した結果、資本については、現状の19,961百万円から大幅に19,692百万円減少し、270百万円となる見込みです。（平成22年度決算ベース。四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。）

【所管事項説明】

資本減少（19,692百万円）の要因

◆土地の時価による再評価（法規定）→ 資産の減少

台帳 3,194 百万円 → 時価 2,227 百万円 含み損 967 百万円

◆建物等の時価による再評価（法規定）→ 資産の減少

台帳 8,773 百万円 → 時価 5,788 百万円 含み損 2,985 百万円

◆退職給与引当金の増加（独法会計基準）→ 負債の増加

現状 29 百万円 → 2,610 百万円 2,581 百万円

◆賞与引当金（独法会計基準）→ 負債の増加

現状計上せず 233 百万円

◆貸倒引当金（独法会計基準）→ 負債の増加

現状は計上せず 111 百万円

◆独法会計基準に伴う資本から負債への振替等

（企業債、資本剰余金） 12,814 百万円

計 19,692 百万円

（2）法人運営開始時の資本金の確保

法人の設立にあたっては、一定期間、安定して法人運営を行っていくために必要な最小限の資本（300百万円程度として試算）を確保する必要があります。

法人運営開始時の資本は、（1）のとおり必要最小限の額に近い270百万円の見込みですが、これは現時点での試算であり、今後、平成23年度の財務状況等により変動するため、法人化までの間に精査することとしています。

2 4病院一括運営の見直しに伴う「病院間貸借の解消」

県立病院は、これまで4病院一括での財務運営を行うなかで、資金についても病院間の融通を行っており、総合医療センターから他の3病院等への貸付を行う形態で個々の病院の資金不足の解消を図ってきました。

今回の県立病院改革により、それぞれの病院が独立して運営する形態になるため、過去の病院間貸借を含めた会計間の整理が必要になります。また、その際には、総合医療センターだけでなく、残る3病院による病院事業会計についても、公営企業会計として適正な財務基盤を確保する必要があります。

（1）現状

現在、病院事業会計では、総合医療センター以外の3病院等について、合わせて約45億円が資金不足として累積しており、会計内部の処理として、総合医療センターがこの3病院等に対してそれぞれ相当分を貸し付けることにより、病院事業会計全体として一定の財務基盤を確保している状況にあります。

【所管事項説明】

◆総合医療センターによる3病院等への貸付 4, 459百万円

・こころの医療センター	860百万円
・一志病院	862百万円
・志摩病院	2, 351百万円
・県立病院経営室	386百万円

(平成22年度決算ベース)

(2) 今後の対応

こうした病院事業会計内における病院間貸借については、独法化後においても独法会計と病院事業会計が、それぞれ資産、負債として引き継ぐこととしていましたが、法人設立にかかる総務省との一連の協議の中で、公営企業である病院事業会計が外部（地方独立行政法人）から長期借り入れを行うことは認められないとの見解が示されました。

このため、病院間貸借にかかる総合医療センターの貸付の解消と、残る県立3病院の資金不足に対する手当として、一般会計から病院事業会計に4, 459百万円を貸し付けることにより、総合医療センターからの貸付を一般会計からの貸付に付け替えることとします。

なお、必要な予算措置については、平成23年度においてさらに資金不足が生じる可能性があることから、これと合わせて12月補正又は最終補正において行うこととします。

【所管事項説明】

〔参考〕 病院間貸借解消にかかる貸借対照表のフロー

(平成22年度決算ベース、単位:百万円)

